

平成24年第4回下仁田町議会定例会会議録第3号（20日）

招集年月日	平成24年12月12日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成24年12月12日午前10時10分	議 長	千野 榮 治		
	閉 会	平成24年12月20日午前11時20分	議 長	千野 榮 治		
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	永 井 正 之	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	木 暮 弘 元	○	8	千 野 榮 治	○
	3	矢 嶋 榮 一	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	原 秀 男	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	高 瀬 政 信	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	3番	矢 嶋 榮 一	4番	原 秀 男		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局 長	市 川 隆		書 記	並 木 文 子	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		ガス水道課長	金 井 義 富	
	副 町 長	—————		水 道 課 長	(ガス水道課長兼務)	
	教 育 長	吉 井 誠		教 育 課 長	竹 内 芳 則	
	総 務 課 長	永 井 正 信		ジオパーク推進室長	神 戸 哲	
	企 画 財 政 課 長	神 戸 康 全				
	健 康 課 長	神 宮 喜 美				
	産 業 振 興 課 長	加 庭 紀 夫				
	会 計 課 長	茂 木 政 美				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 委員長報告
- 2 第88号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 3 第89号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 陳情第3号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情（継続審査申出）
- 5 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 6 陳情第5号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
- 7 議案第91号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 8 議案第92号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書
- 9 第93号議案 下仁田町60MHz帯デジタル固定系防災行政無線整備工事請負契約の変更について
- 10 第94号議案 下仁田町立下仁田中学校グラウンド整備工事請負契約について
- 11 木暮弘元君に対する懲罰の件について
- 12 議案第95号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例
- 13 議案第96号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 14 議案第97号 下仁田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 15 議案第98号 下仁田町議会政務活動費の交付に関する条例
- 16 閉会中の継続調査の申出書について

会 議 の 経 過

開 会 平成24年12月20日 午前10時00分

○議長 千野榮治 これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、既に決定しておりましたが、新たな案件が提出されましたので、お手元にお配りしたように日程を追加し、変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして委員会室301において全員協議会の開催をしますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時24分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

○議長 千野榮治 日程第1、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託いたしました議案及び陳情に対する各委員会における審査の経過及び結果について、総務常任委員長から順次報告願います。総務常任委員長

(堀口博志総務常任委員長 登壇)

○総務常任委員長 堀口博志 ご指名によりまして、総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会は、12月14日午前10時から、委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された陳情1件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

「陳情第3号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情」を議題とし、直ちに審査に入り、委員から国権に関することではあるが、法整備は必要であり、その内容について研究すべきであるとの意見があり、慎重審査の結果、陳情第3号は、全会一致をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって総務常任委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 社会経済常任委員長

(高瀬政信社会経済常任委員長 登壇)

○社会経済常任委員長 高瀬政信 ご指名によりまして、社会経済常任委員長報告を申し上げます。

社会経済常任委員会は、12月14日午後1時30分から委員会室302において、委員全員の出席のもと、本会議において付託された陳情2件について審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

「陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員

を求める陳情書」を議題とし、直ちに審査に入り、医療・介護現場での離職者の多い現状を踏まえ、慎重審査の結果、陳情第4号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、「陳情第5号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書」を議題とし、直ちに審査に入り、介護事業の安定のためには、引き続き介護職員処遇改善は必要であると考えられ、慎重審査の結果、陳情第5号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって社会経済常任委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 予算決算特別委員長

(佐藤勇二予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 佐藤勇二 ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、12月17日午前10時から委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された議案2件について審査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託されました第88号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第89号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算決算特別委員長報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長 千野榮治 以上で各委員会における審査の経過及び結果報告は終わりましたが、これらの委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 委員長報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長 千野榮治 次に、日程第2、第88号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第88号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第3、第89号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、これより討論に入ります。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第89号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第4、陳情第3号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第3号について、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長 千野榮治 次に、日程第5、陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を採決いたします。

陳情第4号の委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、陳情第4号は採択とすることに決しました。

○議長 千野榮治 次に、日程第6、陳情第5号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書を採決いたします。

陳情第5号の委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、陳情第5号を採択とすることに決しました。

○議長 千野榮治 次に、日程第7、議案第91号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書を議題といたします。議会事務局局長に朗読させます。議会事務局局長

(市川隆議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第91号を朗読いたします。

議案第91号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

上記議案を、別紙のとおり下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 高瀬政信、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同矢嶋榮一、賛成者 同佐藤勇二、賛成者 同佐藤公夫。

裏面をお願いいたします。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労

働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（群馬県）に要望します。

1. 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月20日 群馬県甘楽郡下仁田町議会 議長 千野榮治。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、群馬県知事あてでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 千野榮治 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第91号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第8、議案第92号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

（市川隆議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第92号を朗読いたします。

議案第92号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書。

上記議案を、別紙のとおり下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 高瀬政信、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同矢嶋榮一、賛成者 同佐藤勇二、賛成者 同佐藤公夫。

裏面をお願いいたします。

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書。

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較しても介護職員の賃金実態は、およそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められます。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（群馬県）に要望します。

①介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続すること

②介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月20日 群馬県甘楽郡下仁田町議会 議長 千野榮治。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、群馬県知事あてでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。議案第92号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第9、第93号議案 下仁田町60MHz帯デジタル固定系防災行政無線整備工事請負契約の変更についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第93号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第93号議案 下仁田町60MHz帯デジタル固定系防災行政無線整備工事請負契約の変更について。

平成24年1月20日第1号議案で議会の議決を経た、下仁田町60MHz帯デジタル固定系防災行政無線整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約に変更を生じたため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

契約の目的 変更前 下仁田町60MHz帯デジタル固定系防災行政無線整備工事請負契約

変更後 変更前に同じ

契約の方法 変更前 指名競争入札による契約

変更後 増額分10,269千円については随意契約

契約金額 変更前 金187,467千円

変更後 金197,736千円

契約の相手方 変更前 高崎市飯塚町1174-5

藤田エンジニアリング株式会社

代表取締役 藤田実

変更後 変更前に同じ

平成24年12月20日提出 下仁田町長 金井康行。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第93号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第10、第94号議案 下仁田町立下仁田中学校グラウンド整備工事請負契約についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第94号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第94号議案 下仁田町立下仁田中学校グラウンド整備工事請負契約について。

平成24年12月17日指名競争入札に付した、下仁田町立下仁田中学校グラウンド整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 下仁田町立下仁田中学校グラウンド整備工事請負契約
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金58,485千円
- 4 契約の相手方 下仁田町大字川井196番地2
上原建設株式会社
代表取締役 五十嵐修

平成24年12月20日提出 下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第94号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第11、木暮弘元君に対する懲罰の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、木暮弘元君の退場を求めます。

(2番 木暮弘元議員 退場)

○議長 千野榮治 それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時53分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

それでは、木暮弘元君に対する懲罰の件について、委員長報告を求めます。

懲罰特別委員長

(佐藤公夫懲罰特別委員長 登壇)

○懲罰特別委員長 佐藤公夫 懲罰特別委員長報告を申し上げます。

懲罰特別委員会は、12月17日午後1時45分から委員会室301において、委員全員出席のもと、本会議において付託された「木暮弘元君の懲罰の件」について審査いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

議案第90号の質疑及び討論で、議案に無関係の発言が繰り返された。このことは、秩序ある公正でスムーズな議事進行を妨げ、議長の再三の注意にも従わず、いたずらに審議を遅延させたことは、下仁田町議会会議規則第53条第1項、同じく第101条、同じく103条や地方自治法第132条

に抵触する。

よって、全会一致をもって木暮弘元君に対し、地方自治法第135条第1項の規定によって、戒告と決しました。

戒告文は、下記のとおりです。

「議員木暮弘元君は、平成24年12月定例会13日議案審議において、議案第90号の質疑及び討論で、地方自治法第132条又、下仁田町議会会議規則第53条第1項、同じく第101条、同じく第103条に抵触し、又差別用語を発言したことは、議会の信用、秩序、権威を貶めたこと、誠に遺憾で深く反省を求める。」

以上をもって懲罰特別委員長報告といたします。

○議長 千野榮治 以上で委員会における審査の経過及び結果報告は終わりましたが、委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

本件に対する委員長報告は、木暮弘元君に戒告の懲罰を科すことです。本件について委員長報告どおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、木暮弘元君に戒告の懲罰を科すことに可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前10時56分

(2番 木暮弘元議員 入場)

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの議決に基づいて、木暮弘元君に懲罰の宣告を行います。木暮弘元君に戒告の懲罰を科します。これより戒告文を朗読します。木暮弘元君の起立を命じます。

(2番 木暮弘元議員 起立)

(千野榮治議長 登壇)

○議長 千野榮治 戒告文。

議員木暮弘元君は、平成24年12月定例会13日議案審議において、議

案第90号の質疑及び討論で、地方自治法第132条又、下仁田町議会会議規則第53条第1項（発言内容の制限）第101条（品位の尊重）第103条（議事妨害の禁止）に抵触し、又差別用語を発言したことは、議会の信用、秩序、権威を貶めたこと、誠に遺憾で深く反省を求める。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成24年12月20日 下仁田町議会。

木暮弘元君、着席してください。

（2番 木暮弘元議員 着席）

○議長 千野榮治 次に、日程第12、議案第95号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。
議会事務局長

（市川隆議会事務局長 登壇）

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第95号を朗読いたします。

議案第95号 下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例。

上記議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同岡田武二、賛成者 同堀口博志、賛成者 同高瀬政信。

裏面をお願いいたします。

下仁田町議会議員の不当要求行為等を防止する条例。

第1条 この条例は、下仁田町議会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

第2項 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

第1号 二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受、口利き、その他の行為をしてはならない。

第2号 下仁田町職員、一部事務組合職員、又は特別公務員への職務執行

を妨げるような不正な働き掛けをしてはならない。

第3号 下仁田町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは下仁田町が行う許可、又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取り扱い、又は不利な取り扱いをするよう働き掛けてはならない。

第4号 下仁田町の職員、一部事務組合の職員の採用、昇任等の人事、又は下仁田町の特別公務員の任命、委嘱等に関し特定な者のために有利な働き掛け、又は不利な働き掛けをしてはならない。

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮り、調査委員会を設置し、調査及び審査を行うものとする。

第5条 議長は、この条例の趣旨に基づき、必要があると認めるときは、町長及び関係機関又は関係者に対し記録票等の提出を求めることができる。

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 提出者、賛成者、どちらでも結構ですので、お尋ねします。なぜこのような条例を制定しなければならなくなったのか、その辺のご説明を願いたいと思います。

○議長 千野榮治 提出者、答弁できますか。はい、お願いします。前へどうぞ。
(9番 島崎紘一議員 登壇)

○9番 島崎紘一 ただいまのご質問にお答えします。

この不当要求行為防止条例、議会基本条例の制定に伴い、全国の各町村がその枝葉の部分として制定しているものであります。基本条例の倫理に関する遵守という項目がありますが、その倫理に関する遵守のうちのこれは詳しく条例として定めたものであります。よって、下仁田町議会においても、基本条例の制定に向けて、ただいま動きつつあります。その先駆けとしてこの不当行為防止条例を作成し、皆さんにご提案したところであります。

いずれにいたしましても、町民の負託にこたえて、公正公平な議会である、それを一つの条文化したものであると認識しております。どうぞご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長 千野榮治 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
議案第95号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第13、議案第96号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(市川隆議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第96号を朗読いたします。

議案第96号 下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 岡田武二、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同原秀男、賛成者 同高瀬政信、賛成者 同佐藤勇二、賛成者 同堀口博志。

裏面をお願いいたします。

下仁田町議会会議規則の一部を改正する規則。

下仁田町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第72条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

附則 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日から施行する。

提出の理由でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、下仁田町議会会議規則の一部を改正する必要が生じたためでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
議案第96号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第14、議案第97号 下仁田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(市川隆議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第97号を朗読いたします。

議案第97号 下仁田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 岡田武二、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同原秀男、賛成者 同高瀬政信、賛成者 同佐藤勇二、賛成者 同堀口博志。

裏面をお願いいたします。

下仁田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

下仁田町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第7項とし、同条第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条の第1項から第3項までとして次の3項を加える。

第1項 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。

第2項 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

第3項 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書

きに規定する規定の施行の日から施行する。

提出の理由でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、下仁田町議会委員会条例の一部を改正する
必要が生じたためでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませ
んか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討
論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第97号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、議案第97号は原案のとおり可決され
ました。

○議長 千野榮治 次に、日程第15、議案第98号 下仁田町議会政務活動費の
交付に関する条例を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会
事務局長

(市川隆議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 市川隆 命によりまして、議案第98号を朗読いたします。

議案第98号 下仁田町議会政務活動費の交付に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議
規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月20日 下仁田町議会議長 千野榮治様。

提出者 下仁田町議会議員 岡田武二、賛成者 同岩崎正春、賛成者 同
原秀男、賛成者 同高瀬政信、賛成者 同佐藤勇二、賛成者 同堀口博志。

次のページをお願いいたします。

下仁田町議会政務活動費の交付に関する条例。

下仁田町政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する。

以下につきましては、さきの議員協議会においてご説明申し上げましたの
で、説明を省略させていただきます。

附則。

第1号 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日から施行する。

第2号 この条例の施行の際現に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 この条例の全部を改正する案につきまして、第3条、「会派」という文言が出てまいりますけれども、その後も「会派」と、下仁田町の議会において必要のない条項が条文になっていると思われましてけれども、その辺はこのまま進めていく予定でしょうか。

○議長 千野榮治 提出者、よろしいでしょうか。前へどうぞ。

(岡田武二議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 岡田武二 質問にお答えさせていただきます。

今後、会派というのが出てくるということもありますので、文言上ではこのようにしていきたいということで提出させていただきました。

以上でございます。

○議長 千野榮治 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第98号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に、日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務、社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては議長に一任願います。

これをもちまして、平成24年第4回下仁田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会

平成24年12月20日 午前11時20分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 千 野 榮 治

署名議員 矢 嶋 榮 一

署名議員 原 秀 男
